

築上町告示第56号

令和元年第3回築上町議会定例会を次のとおり招集する

令和元年8月26日

築上町長 新川 久三

- 1 期 日 令和元年9月5日
 - 2 場 所 築上町役場議事堂
-

○開会日に応招した議員

吉原 秀樹君	江本 守君
池永 巖君	鞆野 希昭君
工藤 久司君	北代 恵君
宗 晶子君	丸山 年弘君
信田 博見君	田原 宗憲君
塩田 文男君	武道 修司君
池亀 豊君	田村 兼光君

○9月9日に応招した議員

○9月11日に応招した議員

○9月12日に応招した議員

○9月20日に応招した議員

○応招しなかった議員

令和元年 第3回 築上町議会定例会会議録 (第1日)

令和元年9月5日 (木曜日)

議事日程 (第1号)

令和元年9月5日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- ①議長の報告
 - ・提出された案件等の報告
 - ②町長の報告
 - 報告第2号 平成30年度健全化判断比率の報告について
 - 報告第3号 平成30年度資金不足比率の報告について
 - 報告第4号 しいだサンコー株式会社の経営状況の報告について
 - 報告第5号 東九州コミュニティー放送株式会社の経営状況の報告について
 - 報告第6号 株式会社つきプロヴァンスの経営状況の報告について
- 日程第4 議案第67号 令和元年度築上町一般会計補正予算 (第3号) について
- 日程第5 認定第1号 平成30年度築上町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第6 認定第2号 平成30年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第7 認定第3号 平成30年度築上町奨学金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第8 認定第4号 平成30年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第9 認定第5号 平成30年度築上町霊園事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 認定第6号 平成30年度築上町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 認定第7号 平成30年度築上町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 認定第8号 平成30年度築上町水道事業会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 認定第9号 平成30年度築上町下水道事業会計歳入歳出決算の認定について

- 日程第14 議案第68号 築上町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する
条例の制定について
- 日程第15 議案第69号 築上町会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例
の制定について
- 日程第16 議案第70号 築上町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第17 議案第71号 築上町旧蔵内邸条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第18 議案第72号 築上町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第19 議案第73号 築上町公営住宅専用水道設置使用に関する条例を廃止する条例の制定
について
- 日程第20 議案第74号 築上町椎田駅前コミュニティーパーク条例の一部を改正する条例の制
定について
- 日程第21 議案第75号 消費税及び地方消費税の税率改定に伴う関係条例の整理に関する条例
の制定について
- 日程第22 議案第76号 工事請負契約の締結について
- 日程第23 議案第77号 物品売買契約の締結について
- 日程第24 議案第78号 物品売買契約の締結について
- 日程第25 議案第79号 人権擁護委員の推薦について
- 日程第26 議案第80号 人権擁護委員の推薦について
- 日程第27 議案第81号 人権擁護委員の推薦について
- 日程第28 議案第82号 人権擁護委員の推薦について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- ①議長の報告
 - ・提出された案件等の報告
 - ②町長の報告
 - 報告第2号 平成30年度健全化判断比率の報告について
 - 報告第3号 平成30年度資金不足比率の報告について
 - 報告第4号 しいだサンコー株式会社の経営状況の報告について
 - 報告第5号 東九州コミュニティー放送株式会社の経営状況の報告について

報告第6号 株式会社つきプロヴァンスの経営状況の報告について

- 日程第4 議案第67号 令和元年度築上町一般会計補正予算（第3号）について
- 日程第5 認定第1号 平成30年度築上町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第6 認定第2号 平成30年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第7 認定第3号 平成30年度築上町奨学金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第8 認定第4号 平成30年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第9 認定第5号 平成30年度築上町霊園事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 認定第6号 平成30年度築上町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 認定第7号 平成30年度築上町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 認定第8号 平成30年度築上町水道事業会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 認定第9号 平成30年度築上町下水道事業会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 議案第68号 築上町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第69号 築上町会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の制定について
- 日程第16 議案第70号 築上町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第17 議案第71号 築上町旧蔵内邸条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第18 議案第72号 築上町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第19 議案第73号 築上町公営住宅専用水道設置使用に関する条例を廃止する条例の制定について
- 日程第20 議案第74号 築上町椎田駅前コミュニティーパーク条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第21 議案第75号 消費税及び地方消費税の税率改定に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第22 議案第76号 工事請負契約の締結について
- 日程第23 議案第77号 物品売買契約の締結について
- 日程第24 議案第78号 物品売買契約の締結について

日程第25 議案第79号 人権擁護委員の推薦について

日程第26 議案第80号 人権擁護委員の推薦について

日程第27 議案第81号 人権擁護委員の推薦について

日程第28 議案第82号 人権擁護委員の推薦について

出席議員 (14名)

1番 吉原 秀樹君	2番 江本 守君
3番 池永 巖君	4番 鞆野 希昭君
5番 工藤 久司君	6番 北代 恵君
7番 宗 晶子君	8番 丸山 年弘君
9番 信田 博見君	10番 田原 宗憲君
11番 塩田 文男君	12番 武道 修司君
13番 池亀 豊君	14番 田村 兼光君

欠席議員 (なし)

欠 員 (なし)

事務局出席職員職氏名

局長 西田 哲幸君 総務係長 城山 琴美君

説明のため出席した者の職氏名

町長	新川 久三君	副町長	八野 紘海君
教育長職務代理者	中村ひろ子君		
会計管理者兼会計課長		永野 賀子君	
総務課長	元島 信一君	財政課長	椎野 満博君
企画振興課長	種子 祐彦君	人権課長	神崎 博子君
税務課長	今富 義昭君	住民課長	吉川 千保君
福祉課長	首藤 裕幸君	産業課長	鍛冶 孝広君
建設課長	神崎 秀一君	都市政策課長	竹本 信力君
上下水道課長	福田 記久君	総合管理課長	石井 紫君
環境課長	武道 博君	学校教育課長	野正 修司君

生涯学習課長 …………… 古市 照雄君 代表監査委員 …………… 尾座本雅光君
監査事務局長 …………… 横内 秀樹君

午前10時00分開会

○議長（武道 修司君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は14名です。定足数に達していますので、令和元年第3回築上町議会定例会を開会します。

町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。新川町長。

○町長（新川 久三君） おはようございます。本当に天候といいますか、雨がたくさん降って、しかし、本町には被害がございませんでしたが、佐賀県のほうで若干浸水という形で床上まで浸水したところもあるようでございます。10町村ほど災害救助法の適用を受けるということで、現在のところ、まだ支援の要請というのは佐賀県のほうから来ていないので、来次第、また県の町村会のほうから、一応派遣をしようということで、前回の町村会のほうで決定をしておるところでございます。

さて、また、亀田教育長が、体調不良のために、一応辞任の申し入れがありまして、8月31日付で一応辞任を承認したところでございます。あと後任につきましては、まだ今人選中でございますので、まだ当分の間、中村職務代理者によって行っていただこうと、このように考えておるところでございます。

それから、皆さんのお手元にも御配付しておりますが、築城基地の拡張というふうなことで、盆前に幕僚幹部のほうから申し入れがございまして、そして、国のほうが、防衛省が財務省のほうに予算要求をこのようにしたいという旨がありまして、8月30日にその発表がございました。お手元にも配付しておりますけれど、築城基地の滑走路、本町側の滑走路の南側を約14ヘクタール拡張したいということで申し入れがあつておるところでございます。既に、基地対策委員会の議会、それから、八津田地区、築城の基地対策委員の代表者会議には、その旨話をしておるところでございますし、また議運でも話をさせていただきました。

一応この拡張の理由は、日米ロードマップということで、普天間の返還日までにこういう施設を整備してほしいという日米間の取り決めがございまして。その中で、滑走路の延長のほうはさきに調査に入りたいという申し入れがあつて、現在、漁協のほうと調整しながら、今地盤調査を行つておるといふ最中でございますけれども、あとエプロン、駐機場、それから、弾薬庫、宿舎等々、倉庫等の諸施設を普天間返還時までに整備してほしいという米国の申し入れに対して、日本国も応諾したと、このような状況にあるようでございます。

それが具体化してきたのが、今回の防衛省からの我々に対しての要請といいますか、とにかく

基地拡張の要因は、今の駐機場、エプロンでは狭小なので、緊急時に飛行機の飛来したときには駐機できない状態になったら困るというふうなことで、エプロンの増設、そしてまた、現在、災害救助用の倉庫とか、それから、救助用地ということで、訓練用地を、滑走路の北側のほうに配置をしておりますけど、ここに弾薬庫等々の諸施設を設置したいと、このために、災害救助のための訓練用地と、この倉庫等を、同じく今度新しく購入したいというところに移設をしたいと、この申し入れがあって、あと今津地区の皆さんと色々な話をさせていただくような手はずにはなっておりますけど、町としては、両者の（ ）考えながら、国も、それから地元も、そしてまた、色々な基地対策の政策上も色々な形で要望もしていかなきゃいかんだろうと、このように考えておるところでございまして、この旨、日米ロードマップに基づいた施設整備ということで、協力をしていかざるを得ないだろうということに至っておるところでございまして。

それから、あとオリンピック関係でございましてけれども、オセアニアから3カ月本町にキャンプを張っていただきましたが、あしたの練習で最後になります。そして、あさって帰国ということで、あとは世界選手権、それから、オセアニアとアフリカとの、いわゆるオリンピックをかけたの予選がありますけれども、そこで勝てばオリンピックに出れるというふうなところで、そしてまた、この3カ月の間の非常にすこぶる選手たちも成長したということで、本当に頑張ってきたようございまして、今後もまた応援をしていきたいと、このように考えております。

それから、もう一つは、パラリンピック、これについては、全国の中で町村では唯一、我が町はホストタウンに選定をされました。これは、オセアニア6カ国の一応協会がございましてけれども、そことの協定というふうなことで、既に11日の日に本町に陸上競技の選手が来日して、みやこ町の陸上競技場を借りながら行っていくと。そしてまた、13日には、ホストタウンの協定を東京のほうで夕方5時から結ぶというふうな形になってございまして、非常に日程的には詰んでおりますけれども、次の日は敬老会という形になりますけど、敬老会に間に合うようには、私も帰ってまいりたいと、このように考えております。

当面、今までに皆さんに報告する主な議題は以上でございまして。本議会に一応提案しております議案と申しますか、報告は5件ございまして。それから、決算の認定ということで9件、それから、議案としては、補正予算、一般会計の補正予算1件、それから、条例改正が18件お願いしております。それから、あと契約関係が3件、そして、人権擁護委員の推薦ということで4件の人事案件を提案しておるところでございまして、よろしく願い申し上げまして、御挨拶とさせていただきます。

○議長（武道 修司君） 行政報告が終わりました。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（武道 修司君） 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、1番、吉原秀樹議員、3番、池永巖議員を指名します。

日程第2. 会期の決定

○議長（武道 修司君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

議会運営委員会の報告を求めます。塩田議会運営委員長。

○議会運営委員長（塩田 文男君） 議会運営委員会の報告をいたします。

9月2日、議会運営委員会を開催し、お手元の配付の会期日程のとおり決定いたしました。

9月5日、本日は本会議の議案の上程、なお、議案第76から第78号の契約案件については本日、議案第79号から82号の人事案件については中日、9月9日に採決することとして協議いたしました。

9月6日金曜日は、考案日とします。

9月7日、8日は休会といたします。

9月9日は、本会議で、議案に対する質疑と委員会付託とします。

9月10日は考案日とします。

9月11日、12日は、本会議で一般質問といたします。

9月13日は、一般質問予備日です。

9月14、15、16は休会です。

9月17日は、厚生文教常任委員会とします。

9月18日は、総務産業建設常任委員会とします。

9月19日は、委員会予備日、9月20日は本会議で、委員長報告、質疑、討論、採決といたします。

なお、委員会審議については、所管の議案審議、所管の事務質疑、所管外の議案質疑とし、一般行政事務関連については、一般質問でお願いいたします。

一般質問の受付締め切りは、あす9月6日の正午までといたします。

以上、会期は、本日から9月20日までの16日間とすることが適当だと決定いたしましたので、御報告いたします。

○議長（武道 修司君） お疲れでした。議会運営委員長の報告が終わりました。

お諮りします。本定例会の会期は、委員長報告のとおり、本日9月5日から20日までの16

日間と決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 異議なしと認めます。よって、会期は、本日から9月20日までの16日間と決定をいたしました。

日程第3. 諸般の報告

○議長（武道 修司君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

本日提案されています議案は、お手元に配付していますように、議案第67号ほか24件です。ほかに例月出納検査報告が、配付のとおり提出されていますので、あわせて報告をいたします。

次に、町長から報告があります。報告第2号平成30年度健全化判断比率の報告についてから、報告第6号株式会社つきプロヴァンスの経営状況の報告についてまでを一括して報告していただきます。

職員の朗読に続いて、報告内容の説明を求めます。椎野財政課長。

○財政課長（椎野 満博君） 報告第2号平成30年度健全化判断比率の報告について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により、平成30年度健全化判断比率を別紙監査委員の意見をつけて報告する。

報告第3号平成30年度資金不足比率の報告について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、平成30年度資金不足比率を別紙監査委員の意見をつけて報告する。

報告第4号しいだサンコー株式会社の経営状況の報告について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、別紙のとおり報告する。

報告第5号東九州コミュニティー放送株式会社の経営状況報告について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、別紙のとおり報告する。

報告第6号株式会社株式会社つきプロヴァンスの経営状況の報告について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和元年9月5日提出、築上町長新川久三。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 報告第2号は、平成30年度健全化判断比率の報告でございますが、本報告は、健全化判断比率の4指標で、1つが実質赤字比率、2つ目が連結実質赤字比率、3つ目が実質公債費比率、4番目が将来負担比率でございます。平成30年度決算においては、実質赤字比率及び連結実質赤字比率の比率はございません。実質公債費比率は7.7%、将来負担比率は30.7%となっておりますのでございます。

次に、報告第3号平成30年度資金不足比率の報告についてでございますが、平成30年度の決算数値をもとに算定された公営企業会計の資金不足比率を報告するものでございますが、平成30年度決算においては、水道事業会計、それから、下水道事業会計の資金不足比率の比率はございません。

次に、報告第4号しいだサンコー株式会社の経営状況の報告でございます。

当期の経営状況は、純売上高4,813万9,835円で、対前年721万5,311円(13.03%)減収でございます。これに対して、営業費用は4,795万620円で、対前年724万5,056円でございます。13.1%の支出となっているところでございます。経常利益は31万829円、税引き後の当期純利益が17万4,676円となったところでございます。

次に、報告第5号東九州コミュニティー放送株式会社の経営状況の報告でございます。

当期の経営状況は、売上利益1,949万9,769円で、対前年1万8,117円(1%)の増収となりました。これに対して、営業費用は1,733万4,117円で、対前年52万3,084円の3.1%ふえておるところでございます。

また、経常利益は220万8,507円、当期純利益は202万6,119円となって、昨年を引き続き黒字経営となっております。

次に、報告第6号株式会社つきプロヴァンスの経営状況の報告でございます。

当期の経営状況は、純利益が8,983万3,507円で前年度に対し212万8,148円、率にすると2.31%の減収になりました。また、営業費用は、8,605万3,665円で前年度に対し303万6,574円、3.41%の減少となりました。

なお、経常利益は448万1,047円、当期純利益が326万8,866円となっております。

以上で報告は終わります。

○議長(武道 修司君) 報告が終わりました。

議事に入ります。

日程第4. 議案第67号

○議長(武道 修司君) 日程第4、議案第67号令和元年度築上町一般会計補正予算(第3号)についてを議題といたします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。椎野財政課長。

○財政課長(椎野 満博君) 日程第4、議案第67号令和元年度築上町一般会計補正予算(第3号)について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第218条第1項の規定により、令和元年度築上町一般会計補正予算(第3号)を別紙のとおり提出する。

令和元年9月5日、築上町長新川久三。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 議案第67号は、令和元年度築上町一般会計補正予算（第3号）についてです。

本補正予算案は、既定の歳入歳出予算の総額130億5,537万8,000円に2億2,654万2,000円を追加いたしまして、132億8,192万円と定めるものでございます。

歳出予算の主なものは、荒廃森林整備事業ということで2,720万円、歳入については、県からの水源税をいただきながら整備する。あと防衛施設周辺民生安定施設整備事業ということで1,220万円、公共施設等整備基金積立金5,000万円が主な事業でございます。

先ほど申しましたけど、荒廃森林は県の補助金、それから、過疎対策事業債を充てながらやる事業でございます。前年度繰越金1億6,839万円を計上させていただいておるところでございます。

その他、地方債の変更を2件計上させていただいておるところでございます。

よろしく御審議をいただき、御採択をお願い申し上げます。

日程第5. 認定第1号

日程第6. 認定第2号

日程第7. 認定第3号

日程第8. 認定第4号

日程第9. 認定第5号

日程第10. 認定第6号

日程第11. 認定第7号

日程第12. 認定第8号

日程第13. 認定第9号

○議長（武道 修司君） お諮りします。日程第5、認定第1号平成30年度築上町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第13、認定第9号平成30年度築上町下水道事業会計歳入歳出決算の認定についてまでを、会議規則第37条の規定により、一括議題としたいが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 異議なしと認めます。よって、認定第1号から認定第9号までを一括議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。椎野財政課長。

○**財政課長（椎野 満博君）** **認定第1号**平成30年度築上町一般会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法第233条第3項の規定により、平成30年度築上町一般会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて、議会の認定に付する。

認定第2号平成30年度築上町住宅資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法第233条第3項の規定により、平成30年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

認定第3号平成30年度築上町奨学金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法第233条第3項の規定により、平成30年度築上町奨学金貸付事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

認定第4号平成30年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法第233条第3項の規定により、平成30年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

認定第5号平成30年度築上町霊園事業特別会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法第233条第3項の規定により、平成30年度築上町霊園事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

認定第6号平成30年度築上町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法第233条第3項の規定により、平成30年度築上町国民健康保険特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

認定第7号平成30年度築上町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法第233条第3項の規定により、平成30年度築上町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

認定第8号平成30年度築上町水道事業会計歳入歳出決算の認定について、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、平成30年度築上町水道事業会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

認定第9号平成30年度築上町下水道事業会計歳入歳出決算の認定について、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、平成30年度築上町下水道事業会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和元年9月5日提出、築上町長新川久三。

○**議長（武道 修司君）** 新川町長。

○**町長（新川 久三君）** 認定第1号は、平成30年度築上町一般会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

本認定は、歳入総額113億6,093万8,156円、歳出総額100億3,318万7,87

3円、歳入歳出の差引額は13億2,775万283円でございます。このうち翌年度へ繰り越した一般財源が1億6,617万9,000円でございます。そのため、実質収支額は11億6,157万1,283円の数値となっております。単年度収支は昨年度の実質収支と比較すると2億9,546万4,596円減少をいたしておるところでございます。実質単年度収支も繰越額を考慮したところでございますが、これも2億9,339万4,718円の減少となっております。

以上が、一般会計の決算の状況でございます。

次に、認定第2号平成30年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定でございます。

歳入総額2,536万4,307円、歳出総額2億1,136万1,071円で、歳入歳出の差引額が1億8,599万6,764円の赤字となっております。

この不足額は、令和元年度からの繰り上げ充用をさせていただきます、補填をいたしておるところでございます。

この会計については、非常に厳しい状況ではございますが、少しずつではございますが、収納額をふやして、昨年が556万4,307円収納して、年々厳しくなっておりますけれども、職員頑張りながら収納を行っておるところでございます。

よろしく御審議をいただき、認定をいただきますようお願いいたします。

次に、認定第3号平成30年度築上町奨学金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定でございます。

この決算におきましては、歳入総額が342万1,083円、歳出総額171万3,946円、歳入歳出差引額は170万7,137円でございます。

以上でございます。

この会計につきましても、貸付金が3件ございまして、162万円貸付を30年度しております。そして、滞納繰り越しもこれ若干ございまして、179万円滞納しておりますが、これ収納がなかなかできていないということでございます。

次に、認定第4号平成30年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計歳入歳出決算の認定でございます。

歳入総額が5万円、歳出総額ゼロ。歳入歳出差引額は5万円です。

本事業は、椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計での貸付金の返済回収を行っておるものですが、なかなか回収ができていないというのが現状です。滞納金額が1,283万4,472円というふうな形で、1人の滞納者はもう破産をしたというふうな、一応本人からの申し出がっております。そこで、保証人に対して催告をしながら納入ということで行っておるところで

ございます。

次に、認定第5号平成30年度築上町霊園事業特別会計歳入歳出決算の認定でございます。

本決算は、歳入総額が269万5,208円、歳出総額が244万450円ということで、差引額は25万4,758円となっております。

なお、霊園の販売額は、昨年までの実績で、大が19、それから、中が30、小が137、計186の販売がっております。まだ少し余裕があるんです。これは、無理に売らなくても町民のためにということで黒字経営になっておりますので、霊園の欲しい町民の方に分譲していくと、このような方針に立っております。

次に、認定第6号平成30年度築上町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定でございます。

歳入総額が22億1,907万1,722円、歳出総額21億7,744万6,841円、歳入歳出の差引額が4,162万4,881円でございます。例年赤字でございましたけど、最近若干黒字になりました。しかし、あと国からのたくさん一応補助金が来ている場合は、国県返納金を返さない、精算というのがありますので、これは最終的な確定ではないかなと考慮していますが、一応3月31日の決算、それから、出納閉鎖におきましての金額はこのような形で出ておるところでございます。

次に、認定第7号平成30年度築上町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定でございます。

歳入総額が3億3,444万5,734円、歳出総額3億2,187万6,008円となっております。歳入歳出の差引額は1,256万9,726円、この会計は、後期高齢者の保険料を一応町のほうで徴収をいたしまして、それを後期高齢者のほうに負担金として出す会計となっております。

認定第8号平成30年度築上町水道事業会計歳入歳出決算の認定でございます。

本決算は、収益的収支の総収益3億9,672万143円、総費用額3億5,160万1,774円で、当年度の純利益は4,511万8,369円となっております。

資本的収支については、消費税込みで総収入が1億3,454万8,000円、総支出額が2億3,965万5,715円となっており、不足額は1億510万7,715円ということで、これも、不足分については、過年度分損益勘定留保資金及び当年度分消費税及び地方消費税の資本的収支調整額で補填をいたしておるところでございます。

次に、認定第9号平成30年度築上町下水道事業会計歳入歳出決算の認定でございます。

収益的収支の総収益が5億2,584万1,640円、総費用が4億9,754万7,965円で、当年度純利益は2,829万3,675円となっております。

資本的収支については、消費税込みで総収入4億6,332万3,500円、総支出額が5億3,800万2,234円となっております。不足額が7,467万8,734円出ておりますが、こ

れも、過年度分損益勘定留保資金及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補填をいたしておるところでございます。

以上が、一般会計ほか8つの会計の決算の報告でございます。よろしく御審議をいただき、御認定をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（武道 修司君） ここで、代表監査委員に決算の監査結果の報告を求めます。代表監査委員の尾座本雅光さん、お願いいたします。

○代表監査委員（尾座本雅光君） おはようございます。代表監査委員の尾座本です。

それでは、平成30年度築上町の各会計の歳入歳出決算の報告を申し上げたいと思います。

審査は、7月の9日から8月8日にかけて、当監査事務局で丸山監査委員さんと実施いたしました。その結果について御報告申し上げます。

平成30年度一般会計、特別会計の総決算額は、歳入は139億4,598万6,210円となっております。歳出ですが127億4,802万6,189円となっております。実質収入は10億3,178万1,021円の黒字でございます。

それから、単年度収支、実質単年度収支は、前年度と比較してみますとマイナスとなっております。その主な要因といたしましては、普通交付税の減額、将来に備えて積み立てている公共施設整備基金の積立金が上げられると思います。

それから、平成30年度決算統計調査では、経常収支比率が97.1%、対前年度を比較しますと3.8ポイントの悪化をしています。しかし、財政力指数は、前年度と変わらず0.34となっております。また、一般会計、国民健康保険特別会計及び後期高齢者医療特別会計におきましては、それぞれ不納欠損処理が行われており、負担の公平性の観点から、慎重かつ適正な取り扱いを求めます。

社会情勢が変化する今日、地方創生、人口減少対策、老朽化した公共施設の建替えなど、さまざまな課題が山積していますが、財政負担の軽減及び効率的な町政運営に努めまして、今後とも、積極的な自主財源の確保、健全な運営を要望いたします。

次に、水道事業会計決算の報告をいたします。

総収益は3億9,672万143円となります。当年度純利益は4,511万8,369円であります。前年度の純利益額と比較して456万6,226円の増となっております。また、収益の根幹になる、本年度有収率が84.3%で、前年度より1.4%減少いたしましたので、今後とも、引き続き、水道料金の収納率向上に努力されることを要望いたします。

最後に、下水道事業会計の決算を報告いたします。

総収益は5億2,584万1,640円となり、当年度純利益額は2,829万3,675円であります。現年度純利益額と比較しますと2,358万3,836円減となります。この要因は、営

業外収益の補助金減によるものと考えています。

今後とも、普及率、水洗化率を向上させる必要があり、より一層の収益率の向上を目指すよう要望いたします。

以上をもちまして、監査報告とさせていただきます。

○議長（武道 修司君） どうもお疲れさまでした。

日程第14. 議案第68号

日程第15. 議案第69号

日程第16. 議案第70号

日程第17. 議案第71号

日程第18. 議案第72号

日程第19. 議案第73号

日程第20. 議案第74号

日程第21. 議案第75号

○議長（武道 修司君） お諮りします。日程第14、議案第68号築上町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第21、議案第75号消費税及び地方消費税の税率改定に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてまでを、会議規則第37条の規定により、一括議題としたいが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 異議なしと認めます。よって、議案第68号から議案第75号までを一括議題といたします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。元島総務課長。

○総務課長（元島 信一君） **議案第68号**築上町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、標記の条例案を別紙のとおり提出する。

議案第69号築上町会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の制定について、標記条例案を別紙のとおり提出する。

議案第70号築上町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について、標記条例案を別紙のとおり提出する。

議案第71号築上町旧蔵内邸条例の一部を改正する条例の制定について、標記条例案を別紙のとおり提出する。

議案第72号築上町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について、標記条例案を別紙のとおり提出する。

議案第73号 築上町公営住宅専用水道設置使用に関する条例を廃止する条例の制定について、標記条例案を別紙のとおり提出する。

議案第74号 築上町椎田駅前コミュニティーパーク条例の一部を改正する条例の制定について、標記条例案を別紙のとおり提出する。

議案第75号 消費税及び地方消費税の税率改定に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、標記条例案を別紙のとおり提出する。

令和元年9月5日、築上町長新川久三。

○議長（**武道 修司君**） 新川町長。

○町長（**新川 久三君**） 議案第68号は、築上町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定でございます。

本条例案は、働き方改革を推進するための関係法令の整備がされました。このために時間外労働の上限規制等が導入されておるわけでございます。よって、条例を改正しなければならないというものでございます。

なお、時間外勤務は、1カ月の上限が45時間、1年間の上限が360時間を上限とするような改正内容でございます。よろしく御審議をいただきまして、御採択をお願いします。

次に、議案第69号築上町会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の制定でございます。

本条例案は、地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴いまして、現在の一般職非常勤職員が、令和2年4月から施行される会計年度任用職員制度に移行されるため、会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関し、必要な事項を定め、新たに条例を制定するものでございます。

なお、来年度から通勤手当の支給、それから、期末手当の支給という形で一般非常勤職員が会計年度職員という形で変わりますので、このために条例を整備するものでございます。

よろしく御審議をいただき、御採択をお願い申し上げます。

次に、議案第70号築上町印鑑条例の一部を改正する条例の制定でございます。

本条例案は、住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令が公布されました。この印鑑登録証明の事務において、旧氏の取り扱い等について、築上町印鑑条例の一部を改正するものであると。こういうことで、旧氏ということで、結婚して氏名が変わっても、古いものの氏名も有効になるというような、このような取り扱いの改正であります。

次に、議案第71号築上町旧蔵内邸条例の一部を改正する条例の制定でございますが、本条例案は、旧蔵内邸の各部屋等の施設使用料を旧蔵内邸条例施行規則で定めておりましたが、地方自治法第228条第1項の規定で、旧蔵内邸条例で定める必要があるために今回条例化をさせてい

ただくものでございます。中身については、部屋の使用料ということで、今まで規則で行っていたものを条例化するものでございます。

よろしく御審議をいただきまして、御採択をお願いします。

次に、議案第72号でございますが、築上町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定でございます。

本条例案は、給水開始手続きの事務簡素化に伴い、給水開始手数料を廃止するため、築上町水道事業給水条例の一部を改正するものでございます。給水手数料ということで150円を徴収、またはこれをやめるものでございます。

次に、議案第73号築上町公営住宅専用水道設置使用に関する条例を廃止する条例の制定についてでございます。

本条例案は、公営住宅専用水道の廃止に伴い、築上町公営住宅専用水道設置使用に関する条例を廃止するものでございます。

なお、この公営住宅は、古い県営住宅築城団地が一応対象になっておりますが、旧県営団地の築城団地が廃止されたもので、この条例を廃止するものでございます。

次に、議案第74号築上町椎田駅前コミュニティーパーク条例の一部を改正する条例についてでございますが、本条例案は、椎田駅北口駅前広場整備事業に伴い、築上町椎田駅前コミュニティーパーク条例の一部改正する条例でございます。なお、シンボルゾーン、やすらぎ森ゾーンと今までありましたが、これをもう統一してコミュニティーパークという形で一体化して、一部、シンボルゾーンのところに駐輪場を設置すると、このような条例でございます。

次に、議案第75号消費税及び地方消費税の税率改定に伴う関係条例の整理に関する条例の制定でございます。

本条例案は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を国のほうが消費税法の改正を行って、10月から施行になるわけでございますけれども、この法律に関連して、本町も消費税の加味したところの条例改正案と。なお、施行時期は来年の4月1日から施行すると、このような条例でございます。

よろしく御審議をいただき、御採択くださいますようお願い申し上げます。

日程第22. 議案第76号

○議長（武道 修司君） お諮りします。日程第22、議案第76号工事請負契約の締結についてから、日程第24、議案第78号物品売買契約の締結についてまでを、会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託を省略し、本日即決したいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 異議なしと認めます。よって、議案第76号から議案第78号までは、委員会付託を省略し、本日即決することに決定をいたしました。

日程第22、議案第76号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。椎野財政課長。

○財政課長（椎野 満博君） 議案第76号工事請負契約の締結について、「町単独事業」葛城保育園解体工事について、次のように、工事請負契約を締結するものとする。

令和元年9月5日提出、築上町長新川久三。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 議案第76号は、工事請負契約の締結でございます。

本案は、葛城保育園解体工事を入札をいたしまして、入札結果、大浜建設工業株式会社が、消費税込みで5,830万円で落札をして、現在、仮契約をしておるところでございます。工事内容は、全て構造物を取り払って、一応全て広場にするという考え方でございます。

よろしく御審議をいただき、御採択をお願い申し上げます。

○議長（武道 修司君） これより質疑を行います。質疑のある方。工藤議員。

○議員（5番 工藤 久司君） この葛城保育園の解体に関して、解体した後の利用というのを、前回か前々回か町長と、そのときに町長は、できれば住宅関連の宅地にしたいというたしか答弁だったと思いますが、これを解体に踏み切ったということは、そういう方向でもう進んでいるのかを確認させてください。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 地元と協議したら、当分の間、広場として使わせてほしいというふうな要望もあっておるんで、まずは一応それも考慮しながら、いわゆる分譲という形も、町有財産もたくさんあるんで、一括して分譲する場合は、その中に入れて、地元と相談しながら、地元がちょっと使わせてほしいという要望がございましたんで、いろんな地元で行う行事あたりで、そこでやりたいというふうな考え方もあるようでございますので、一応今のところは、地元でそういう形で使ってもらおうという考え方でおります。

以上です。

○議長（武道 修司君） 工藤議員。

○議員（5番 工藤 久司君） なぜこういうことを言うかということ、町外からうちの町に引っ越してきたいという方が、何人かちょっと声があります。この町には土地がない。ハウスメーカーさんとか、いろいろそういう方たちにもお願いをするけども、なかなか土地がないということで非常に苦慮している。引っ越してきたいのに土地がない。いつも言いますが、一番町の大地主はうちの行政なわけです。そこをもっと活用するということは大前提だと思うんです。ですから、

葛城地区の方の要望等々あるだろうけど、ここは、やはり上限とかいうのがありますので、きちっとした形の政策なりを、これを機会にぜひ検討していただきたいと思いますが。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 基本は、一応町有物件の、いわゆる遊んだ土地は売却をするという方針がございまして、これを重用しながら、一括して私は入札に出したほうがいいんじゃないかなと思うんで、どこそこというよりも、築城の中学校の横もございまして。これも、本当は住宅用地で分譲するという形になっておりますが、一応今のところまだやっていないという形になるんで、これやっぱり住宅用地という形で、町有地は分譲していくのが、私は最適ではないかなと思っておりますので、担当課にもさせながらやっていきます。

以上です。

○議長（武道 修司君） 工藤議員。

○議員（5番 工藤 久司君） ぜひ進めてください。もっといろいろなアイデアを出して、やっぱりうちの町に、そういう子育て世代が来てということがやっぱり考えると、ただ土地があるだけでも選択されるのかなということがあると思います。そこは、いろんな近隣市町村なり全国取り組みとかを見ながら、いかに町有地をいい形でどうしていけるのか、テーブルに乗るのかということ、もっともっと今段階でしっかり考えていると思いますので、よろしくお願いします。

○議長（武道 修司君） ほかにありませんか。宗議員。

○議員（7番 宗 晶子君） 参考までに教えてください。解体工事の前に解体設計があったと思いますが、この金額を御回答いただきたいのと。そして、工事はもういつから着工になるのかということが2点目、そして、あそこをたしか高くなっています。高くなっているんで、その高さはそのままなのかどうかということ、3点御回答お願いいたします。

○議長（武道 修司君） 椎野財政課長。

○財政課長（椎野 満博君） 財政課、椎野でございます。設計金額につきましては、資料にもございますけども、予定価格で消費税込みで5,914万2,600円となっております。（発言する者あり）その件につきましては、福祉課のほうから回答をいただきたいと思っております。

○議長（武道 修司君） 首藤福祉課長。

○福祉課長（首藤 裕幸君） 福祉課、首藤でございます。今御質問にあった、前年度に行った設計の実設計額ということでよろしいでしょうか。実設計額ですが、指名競争入札の結果、226万8,000円で契約をいたして、それで実施をしております。

それと、高さ、高低差の件ですが、一応、その後のすぐ土地として売れるとも考えていなかったんで、外柵のフェンス含めて、あとブロック積みで高くなっている部分については、そのままの高さで解体を行うようにしております。

着工時期は、一応今回議会のほうで認定をいただきましたら、早急に業者のほうで本契約をいたしまして、打ち合わせして、早急に入らせたいと思っております。

ただし、今回遊戯室のほうにアスベスト等がありましたので、これの除去について、保健所に届け出だとか、あと産廃がありますので、県土整備事務所に産廃処理計画の届け出等がありますので、もう工事には入るんですが、実質現地に入るのはもっと先になるかと思えます。

以上です。

○議長（武道 修司君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） ほかにありませんので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） ほかに討論ありませんね。これで討論を終わります。

これより議案第76号について採決を行います。本案に対し、反対意見はありません。議案第76号は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 異議なしと認めます。よって、議案第76号は原案のとおり可決されました。

日程第23. 議案第77号

○議長（武道 修司君） 日程第23、議案第77号物品売買契約の締結についてを議題といたします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。椎野財政課長。

○財政課長（椎野 満博君） 議案第77号物品売買契約の締結について、「特定防衛施設周辺整備調整交付金事業」、ホイールローダ購入について、次のように物品売買契約を締結するものとする。

令和元年9月5日提出、築上町長新川久三。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 議案第77号は、物品売買契約の締結でございますが、本契約は、ごみ処理場の競争入札でございますけれども、8月9日に指名競争入札を行いまして、九州川崎建機株式会社が消費税込みで1,098万9,000円で落札をして、現在仮契約をしているものでご

ございます。

導入する車両は、ホイールローダということで、バケット容量が1.6立米、バケット幅が2メートル40、リフトが、ハイリフト仕様というふうな形の一応仕様にしておるところでございます。

よろしく御審議をいただき、御採択をお願い申し上げます。

○議長（武道 修司君） 説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑のある方。田原議員。

○議員（10番 田原 宗憲君） 即決なのでちょっと聞いておきます。このホイールローダの件についてですが、現状の今ある下取りに出すホイールローダの大きさと、今町長がおっしゃったように幅とかいうのはわかるんですが、一応大きさ、トン数です。そして、今度購入する分のホイールローダのトン数なり、そして、メーカーがいろいろCATとか日立とか、大手メーカーがいろいろあるんですが、何社ぐらいあるか把握しているか、それと、下取り価格については適正かどうか、答えれる範囲で結構なのでお願いします。

○議長（武道 修司君） 武道環境課長。

○環境課長（武道 博君） ただいまの田原議員の質問についてお答えできるところをさせていただきます。

旧のホイールローダの件ですけど、この規格等については、ちょっと手元に詳しいものがないんですけど、今度購入するホイールローダにつきましては、同規格のものを購入する形としております。

この規格について、トン数とかサイズの件なんですけど、今お手元に配っているような形で、バケットの大きさを1.6立米程度の大きさ、あと幅等は2.4という形でしております。今ここに表示ありますが、リフト仕様については3メートル程度とかいう、現状の清掃センター内で十分活用できるという形という形でさせております。

あと下取り価格につきましては、今回入札で込みという形でさせておまして、50万という形で提示が出ております。

以上です。

○議長（武道 修司君） 田原議員。

○議員（10番 田原 宗憲君） 一応町長が言ったように、幅が2.4、バケットの容量が1.6立米、この2点を大きさなりトン数なり、やっぱり町民の財産なんで、ちゃんと写真をつけるとか、大体この建設機械に関しては、以前町長がおっしゃったように、入札をするというふうになっとなったけど、結局入札になっていないんです。

それと、今現状にある下取りを出す機械、例えば、日立なら日立、購入するのが同じく日立な

のか、例えば、今あるのはコマツ、それが日立なのか、そういうところが、古い下取りに出す機械と新しい機械を同じメーカーであれば、やっぱり適正に下取り価格をチェックしないといけない。それを何で答えられないかといったら、業者任せになっているからじゃないですか。

それと、質問したように、メーカーは何社ぐらいあるかというのも確認していないんですか。言っている意味わかります。わからんなら答えなくてもいいんですけど、業者任せになっているんですよ。担当者か何か誰かおるんですか、それとも、清掃センターか何かに誰がおるんですか。課長が答えられんということは、誰がそのものを見て決めたとかいうのがわからないんです。即決やから一応聞いているんですけど、答えれます。

それと、メーカーが例えば何社ぐらいあるか把握しておるか。課長答えられないんなら、財政課長なり答えてもらったらいいんじゃないですか。

○議長（**武道 修司君**） 武道環境課長。

○環境課長（**武道 博君**） 環境課、武道でございます。答えれる範囲で、私答えさせていただきます。

現在使用しているホイールローダについては、ちょっと詳しく話しますが、平成9年に購入してまして、一応22年が経過していることで、メーカーとしては、川崎重工のほうから製造したものを買っています。

今回購入する理由等については、また部品等が経過年数がかかり過ぎたので、ちょっと危ないということで、今回のことで、危ないということで上げております。

今回（ ）ということで（ ）。

以上です。

○議長（**武道 修司君**） わらんならわかんて、わからんって答えんと。武道環境課長。

○環境課長（**武道 博君**） メーカーの数は、全て何社かは、そこまではちょっと把握できてないけど、今回（ ）という形でしております。

○議長（**武道 修司君**） 何か答えられるものあります。ないね。田原議員。

○議員（**10番 田原 宗憲君**） これ3回までですか、いいですね、答えられんからね。一応わかる範囲でちょっと教えてください。例えば、環境センターの担当者が勝手に決めよるものなのか。だから、入札に関して、俺、財政課と思ったんですけど、財政課長全然答えんから。

それと、もう一つちょっと聞きます。入札工事の入札と物品の入札は違うということをしてたしか課長、そういうふうには自分は聞いたんですが、内訳書の提出方法について、ちょっと何か違いがあるんですか、答えれますか。

○議長（**武道 修司君**） 椎野財政課長。

○財政課長（**椎野 満博君**） 入札の内容についての問い合わせでございます。恐らく積算のこと

だと思いますけども、工事請負契約については、工事の品質確保に関する法律で詳しい積算を入札者全員に提出が求められております。ただし、物品につきましては、入札の積算内容については求められておりませんので、便宜上、落札業者のみ提出を求めている、契約書を確認する上において積算書の内訳を落札業者のみ提出を求めています。その中に一通りの価格が入っているところがございます。

以上でございます。

○議長（武道 修司君） 1回目と2回目同じような内容でしたんで、もう一回。

○議員（10番 田原 宗憲君） いいですか。それならまとめてしゃべります。この内訳書の中に、落札者は、入札後に内訳書の提出が必要となりますので、本内訳書を入札時に準備しておくことって書いてあるんです。そして、合計額と入札額の金額は一致させることって書いてあるんです、課長。自分はちょっと教えてあげているんですけど、請負工事の分に関しては、私の記憶です。入札書と内訳書と一緒に提出するわけですよね、恐らく。そして、その中で入札書と内訳書を金額が一定していなかったら失格になるはずなんですよ。そうですね。そして、落札したときに、落札者だけがこの内訳書を置いて帰るんです。それはいいと思います。落札者だけが内訳書を置いて帰るでしょう。もう今は工事は全部終わっている、そうですね。そしたら、またちょっと聞き方が違うんですが、物品に関しては、物品も同じように、入札書とここに今書いていますよね。入札書の金額は一致させることって書いておるじゃないですか。なぜ物品の場合は一緒に内訳書を出さないのか。だから、下取りの価格が150万円が適正か自分は確認したいんです、基本的に。だから、入札額を3者が参加しているのに、この3者の下取り価格を確認してくれということをやちょっと個人的に言っとったはずなんです、その確認ができない。だから、物品に関しては、同じ入札内から今後、物品業者も一緒にこの入札書を提出するようにしたらどうですか。こういうような提案をちょっと自分がしようと思って、だから、請負工事と物品入札の違いが、同じようにして何でいけないのか。請負工事だけは結構厳しいやないですか。失格になったりとかするんです。そこを同じようにしたらどうかなと思って、今ちょっとお聞きしているんですが。

○議長（武道 修司君） 椎野財政課長。

○財政課長（椎野 満博君） 財政課、椎野でございます。工事につきましては、法律にのっとりまして、全入札業者に内訳書、積算書を求めているところがございます。物品につきましては、下取りがあるかないかという面、下取りをするかどうかという面も含めましてになるかと思っておりますけども、物品につきましては、今のところ、内訳書については、落札業者のみ提出を求めているところでございます。

御提案のことでございますけども、できるかどうかというのは、これから検討したいとは思ひ

ますけども、あと物品につきましては、現状のところは、下取りも含めたところの合計金額で落札者を決定している現状でございます。

以上でございます。

○議長（武道 修司君） 今後のところをちょっと町長。新川町長。

○町長（新川 久三君） 基本的には、車の代金と下取り価格と合計したところで、だから、車の代金が安くて下取りが高いところもありましょうし、逆に、車が高くて、下取りが安いというところもあります。合計したところで、安いところを一応。そして、仕様書がありますが、仕様書に基づいた入札になっておりますので、仕様に基づいたところであれば、それは当然、仕様というのはもう簡単な。だから、メーカーは指定しないと思います、実際。本体のバケットとか、その仕様をして、基本的には安いところという形で、基本的には分けて、田原議員から前質問があつておりましたけれど、下取りは別に住民も下取りに参加せんかというけど、それはちょっとどうかな。両方兼ねたところで安くあがれば、それが一番いいんで、そのところは検討の余地があるんで、車あたりやったら、基本的には下取りという形で現在、全部入札に付しているわけですけど、全く金がかからんのは、町で廃車という形で行っておりますけれど、下取り価格があるものについては、下取り込みで基本的には入札を行っておるのが現状でございます。そこ改善の余地があれば、また一応検討しながら改善していきたいと、このように考えております。

○議長（武道 修司君） ちょっと議論かみ合っていないですけど、田原議員、もう一回最後でお願いいたします。

○議員（10番 田原 宗憲君） 私が、今こういう質問をする、されるようなことを今しているんです。だから、課長たちは、町長にしても現場に、現場というか机にいます。だから、現場の方に任せ切りなところがあるんじゃないか。だから、逆に、現場で上がってきたもの、本当に誰も把握していない、答え切れないやないですか。基本的にこれ車は、例えばトヨタならトヨタとかいろいろな理由があります。建設機械に関しては、本当に特殊なものなんで、課長の答えたことに関しては、前の川崎の修理がどうのこうのやから、川崎にお願いしたというふうなことというふうに、自分をとったんです。

だから、例えば、川崎が、日立とかメーカーコマツとかあるんであれば、そういうふうにはすれ違いというか、いうふうにやっぱりするようになっていかなければ。そうすれば、下取りも150万じゃなくて、250万、300万とかという値段がつくんです。これが今の行政の中のやり方と思うんです。

だから、こういうことを質問されないように、前回のときのキャリーの件でもちょっといろいろあったやないですか。あれは、たまたまコマツの機械が生産中止になってヤンマーに変わって

います。でも、あのときに下取りに入っていないんです。別個に処分しとったやないか。そういうことを指摘されないように、だから、入札を町内業者に相談して、ホイールローダは、例えば、碎石とか使うんやから、車は例えば廃車でも構わんです。だから、そういうところを指摘されないように、やっぱり厳しく管理したほうがいいんやないですか、課長。財政課長にしても、管理できるところはやっぱりやってもらいたいです。なら、私がこういう質問をしなくてもいいと思うんです。

ただ、即決なので、一応質問しているだけであって、わざわざこの議場の中で質問することじゃないかなと思ったけど、ただ、ここで質問しとかなと、後で答えてくれんなと思ったから、私が質問しているだけです。今後、こういう質問をされないように、厳しく管理していただきたい。お願いします。

○議長（**武道 修司君**） ほかにありませんか。塩田議員。

○議員（**11番 塩田 文男君**） 今、田原議員が言った内容大体わかったんですけど、ホイールローダという形で入札を組んで落札して、きょう即決契約までに、文面は来ているけど、どこの車種が来ますぐらい言ってもいいんやないですか。今ある車。だから、今、田原さんが言った中身はわかったけど、こういうところに出すときには、実際にこのメーカーのこういったタイプを購入しますと、それはわかるんですか。

○議長（**武道 修司君**） 武道環境課長。

○環境課長（**武道 博君**） ただいま塩田議員の質問にお答えさせていただきます。

添付資料の一番後ろのほうに、形となる写真をつけていると思います。それで、その形の部分で、ホイールローダというのは、どういうものかというのは把握できると思いますけど、あと仕様等についても別紙のとおりであると思いますので、製品自体の形については、メーカーは、九州川崎建機株式会社のほうです。大手の購入となります。

○議長（**武道 修司君**） 塩田議員。

○議員（**11番 塩田 文男君**） 今言ったのは落札の会社名でしょう、川崎建機というのは。だから、いいわけですよ、どこのメーカーって何種類かあるはずなんです。車でいったらトヨタとか日産とかあるように、落札して金額決まったら、どのメーカーの機械入れてくれるんですか。川崎建機株式会社が落としたところやから、この図面に何も書いてないけど、形だけで、どこのメーカーの何が来るかも来るまでわからんわけ、みんな。それまでちゃんとせんと。

○議長（**武道 修司君**） 副町長。

○副町長（**八野 紘海君**） この入札に関しては、例えばホイールローダに関しては、例えば、コマツであったり日立であったり、川崎重工であったりという形で、直接にはメーカーからの見積書はなくて、その代理店から選んで、この3社を選んで担当課のほうで選んで上げてきて、指名

委員会では、それでよからうということで指名入札のほう、（ ）を含めて入札をかけてとったところです。だから、メーカー直接ならもうわかりやすいんですけど、メーカーはそういう形で見積書を出さなくて、代理店が出していると思いますので、例えば、コマツであったり日立であったり、あるいはこの九州川崎建機であれば、川崎重工の、私ちょっとこの書類はありませんけど、そういう形で見積書を担当課にとらせて上げてこいという形で指示はしております。

以上です。

○議長（**武道 修司君**） 塩田議員。

○議員（**11番 塩田 文男君**） いや、だから、どこのメーカーじゃない。落札して、きょうこれ即決出すまでに、落札した会社に聞くんです、川崎さんに、どのメーカー入れてくれるんですかと、このカタログとか、3社はどのメーカー入れようかというのはさまざまでしょうから、こっちからコマツでお願いしますとか言ったわけじゃなかろうし、だから、実際落札したんやから、この落札して、900万、約1,000万の車種、今から組み立てるわけじゃないでしょう。独自にこの会社がプラモデルみたいに、どっかのメーカーが持ってくるでしょう。カタログぐらいあるやろうけえ、カタログだけの写真、図面はあるけど、メーカーも何もない、どこのメーカーが来るわからん、誰もわからん、来るまでわからんわけ何も。だけ、それどこのが来る予定ですよというて出さんと、どの車種を買うのか。こんな形の分が来ますんじゃわからん、僕たちは。

○議長（**武道 修司君**） 町長。

○町長（**新川 久三君**） 基本的には車種の指定はしていない、ただ、仕様で能力の指定をして、この製品でどこの会社の一応ローダでもいいですよと、能力があれば、それを納入、見積もりで、一応入札で自分のとこの、だから、基本的には、今副町長が言ったように、代理店という形になれば、川崎ですか、川崎は川崎の分を入れてくると思う、コマツであればコマツ、日立であれば日立のものという形になってこようと思うんですけど、基本的には、よその製造者の、子会社的な形になっておるんで、そこはそこで、専門的な自分のとこの直結したところを入札に参加してくるというのが通例ではないかなと。とにかく町としては、会社の車の指定をしていないというふうな状況でございますし、基本的には、能力がこれだけの能力のものを見積もりで提出してほしいというふうなことで、先ほど言ったバケットの幅とか、それとか、ほぼ車自体については、ほとんど変わらない能力だというふうな判断をしながら入札をしていったというのが、一応物品納入については、基本的には車もそうなんです。基本的には車種は町のほうからは指定しないというふうな状況にもなっております。もし指定すれば、いろんな系統の、例えば、トヨタ、日産系統、日産が欲しいなと思えば、日産系統のいわゆる関係ないところを指名しながら、例えば、遠方のところまで一緒に含めて競争させると、この原理をやっぱり採用していかなきゃいかんというのが、これ入札の全てでございますんで、そういう形で今までもやってきておると思います

し、今後もまたそういう方針で行いたいと思います。

○議長（武道 修司君） 町長、入札の前の話をしておるんやないんよ。契約の今話しよるんやから、その資料がないんやないかと今言いよるんやけえ。

田村議員。

○議員（14番 田村 兼光君） 物を言うまいと思ったけど、隣組みの会議と違うんよ。もうちょっと執行部側も、こういう大事な議会の議決が要るような物品売買とかいろんなことに対しては、ちゃんとした態度で臨んでもらいたい。今、たまたま田原議員がこういうことにおかしかったからたまたま言われたんやけど、言われて課長が逃げ腰の答弁で、もうきょう、今度の場合はこれしようがない、できたことから、今後こういうことの二度とないように、すばっと改めてやりますならやりますと、何かそういうような切りのついたところでもって議長判断願います。

○議長（武道 修司君） 塩田議員。

○議員（11番 塩田 文男君） 先ほど町長が言われたとおりになんです。だから、車種の指定とかしていない。それはわかっているんです。だから、落札でもうこの会社に決定したんです。だから、想像で川崎が入るだろうじゃなくて、もうその会社やから、仕様書にあった馬力とか、そういうので、お宅はどのメーカーの分を入れてくれるんですかと聞いて、ああうちはこれで出す予定ですと。決定したんやから、その車種さえも聞かんで出すというのはおかしいやないかと言ひよるんです。コマツさんが落としたからコマツという機械が入るとは限らんじゃないですか。もしかしたら違うメーカーかもしれん。だから、車種指定しないのはわかっているんです。だけど、8月9日に指名があつて、もうこの1社に決まったです。そしたら、仕様書を出した分、お宅はどの分を大体納入しますかと聞いておかんと、どこの車種の、形はホイールロードというのはわかるけど、メーカーぐらい、川崎が入りますとか、あんまり馬力とかその中身を詳しく知る必要ないんですけど、どこのこういう車種が入ってきますというのを教えてくれんと、この図面をちょっと見たら、これだけという形だけやから、これぐらい聞けるでしょうということです。今後も、だから、そういうふうにするのかしないのかぐらいちょっと答えてください。

○議長（武道 修司君） 椎野財政課長。

○財政課長（椎野 満博君） 財政課、椎野でございます。申しわけございません。車種につきましては、契約書の中に明記されているかどうかでございますけども、契約書全部の資料を持ってきていないので、今はお答えすることができません。後日か今からでも資料を持ってきて確認しましてお答えしたいと思いますけど、よろしいでしょうか。

○議長（武道 修司君） 今から資料の提出していただきますので、暫時休憩といたします。

午前11時20分休憩

.....

午前11時40分再開

○議長（武道 修司君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

それでは、先ほどの質問に対して回答をお願いいたします。武道環境課長。

○環境課長（武道 博君） 環境課、武道でございます。

メーカーについては、ちょっと今お聞きしましたので、お答えさせていただきます。メーカーは、日立建機日本株式会社のほうからとなっております。日立建機のほうです。

メーカーについては以上でございます。

○議長（武道 修司君） 塩田議員。

○議員（11番 塩田 文男君） これからそういうふうに答えられるように教えてください。もう決定した会社ですから。ちなみに聞きますけど、新車ですか。

○議長（武道 修司君） 武道環境課長。

○環境課長（武道 博君） 今から契約を終わりましたら、生産という形になって新車がまいります。

以上です。

○議長（武道 修司君） ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで討論を終わります。

これより議案第77号について、採決を行います。本案に対し、反対意見はありません。議案第77号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 異議なしと認めます。よって、議案第77号は、原案のとおり可決されました。

日程第24. 議案第78号

○議長（武道 修司君） 日程第24、議案第78号物品売買契約の締結についてを議題といたします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。椎野財政課長。

○財政課長（椎野 満博君） 議案第78号物品売買契約の締結について、「特定防衛施設周辺整備調整交付金事業」、小型動力ポンプ付積載車購入について、次のように物品売買契約を締結するものとする。

令和元年9月5日提出、築上町長新川久三。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 議案第78号は、これも物品売買契約の締結についてです。本契約は、小型動力ポンプ付積載車の購入でございます。令和元年8月9日に5者による指名競争入札を行いまして、結果は、愛知ポンプ工業（株）北九州営業所が、消費税込み1,852万4,000円で落札をして、現在、仮契約を行っております。

今回購入する車は、小型動力ポンプ付積載車普通車のB—2級ポンプ車ということで2台購入します。この配分は、第2分団第3部の今津、第5分団第2部の別府に配付する予定になっておるところでございます。

よろしく御審議をいただき、御採択をお願い申し上げます。

○議長（武道 修司君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで討論を終わります。

これより議案第78号について、採決を行います。本案に対し、反対意見はありません。議案第78号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 異議なしと認めます。よって、議案第78号は、原案のとおり可決されました。

日程第25. 議案第79号

日程第26. 議案第80号

日程第27. 議案第81号

日程第28. 議案第82号

○議長（**武道 修司君**） お諮りします。日程第25、議案第79号人権擁護委員の推薦についてから、日程第28、議案第82号人権擁護委員の推薦についてまでを、会議規則第37条の規定により一括議題としたいが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 異議なしと認めます。よって、議案第79号から議案第82号までを一括議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。元島総務課長。

○総務課長（**元島 信一君**） **議案第79号**人権擁護委員の推薦について、人権擁護委員に次の者を推薦することについて意見を求める。

議案第80号人権擁護委員の推薦について、人権擁護委員に次の者を推薦することについて意見を求める。

議案第81号人権擁護委員の推薦について、人権擁護委員に次の者を推薦することについて意見を求める。

議案第82号人権擁護委員の推薦について、人権擁護委員に次の者を推薦することについて意見を求める。

令和元年9月5日提出、築上町長新川久三。

○議長（**武道 修司君**） 新川町長。

○町長（**新川 久三君**） 議案第79号から82号までは、人権擁護委員の推薦についての議案でございます。

いずれも人権擁護委員、本来なら来年の6月まで任期がございますけれども、法務省のほうから早目に一応推薦をしてほしいという旨の通知がございまして、今回議案として出させていただきました。

なお、79号から82号までの人は皆さん、再任をお願いしたら、快く引き受けますというふうなひとつ返事をいただいて、今回議案を出させているところでございます。79号は、築上町大字松丸の白川恵美子さん、それから、80号は、築上町大字広末の久保孝吉さん、それから、81号は、築上町大字湊の中村雅輝さん、それから、議案82号は、築上町大字安武の安田美鈴さんということで、全て再任をしたところでございます。

よろしく御審議をいただき、御採択をお願い申し上げます。

○議長（**武道 修司君**） それでは、日程が全て終了しました。

それでは、議案に対する資料要求及び所管委員会以外の議案質疑を希望される議員は、所定の様式で事務局まで提出をしてください。

なお、一般質問の締め切りはあすの正午までとします。

それと、町執行部また課長にお願いします。質問があった場合は、的確に答えられるように資料をしっかり準備をして、来週の議案質疑、一般質問には正確に答えていただきたいというふうに思いますのでよろしくお願いをいたします。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

これで散会いたします。お疲れさまでした。

午前11時47分散会
